

随意契約理由書

件名：流木浄水場汚泥脱水機整備工事

本件は、流木浄水場に設置している汚泥脱水機の整備工事を行うものである。

本件の対象である汚泥脱水機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術、知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した月島機械株式会社の技術を継承し、保守業務を専門に担うグループ会社である月島ジェイテクノメンテサービス株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社大阪支社西日本営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。